

速報！さくらユウワ通信

10月1日より熊本県SDGsの申請受付開始

SDGs(持続可能な開発目標)とは

SDGs(Sustainable Development Goals)とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までの達成を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済、社会、環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むこととしています。

※SDGsの詳細は、『JAPAN SDGs Action Platform(外務省HP) <外部リンク>』をご覧ください。

URL:<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/index.html>

熊本県SDGs登録制度について

熊本県では、SDGsに積極的に取り組む企業や団体等を後押しし、県内におけるSDGsの取組みの裾野を広げるため、これらの企業等を登録する「熊本県SDGs登録制度」を令和3年1月に創設、第2期の申請受付を令和3年10月1日から開始します。

制度の目的

熊本県SDGs登録制度は、熊本県内の企業等が、自らの活動とSDGsとの関連性を認識し、SDGsの達成に向けた具体的な取組みを推進することにより、SDGsの普及を促進することを目的としています。

併せて、新たな価値の創造を促し、その取組みの「見える化」による地域の自律的好循環の形成につなげることで、熊本の特性を生かした持続可能な社会と、SDGsを原動力とした地方創生の実現を目指します。

登録の対象・要件・登録期間

●登録対象

熊本県内に事業所等を有し、県内において事業活動を行う法人、団体又は個人事業主等。ただし、国、地方公共団体は除く。

●登録要件

次の全ての要件を満たす県内企業等とする。

- ・2030年の目指す姿や環境・社会・経済の三側面の重点的な取組みを明確に示していること。
- ・自らの活動とSDGsの17のゴール及び169のターゲットとの関連付けがなされていること。
- ・県税等租税公課の滞納がないこと。
- ・熊本県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者でないこと。
- ・その他、公序良俗に反する行為及び重大な法令違反がないこと。

●登録期間

- ・3年間(更新可)

申請の方法

●申請受付期間

令和3年10月1日から31日まで

●提出書類

- ①熊本県SDGs登録申請書
- ②SDGs達成に向けた取組みチェックリスト
- ③その他知事が必要と認める書類
 - ③-1 熊本県税に未納がないことの証明書
 - ③-2 暴力団の排除に係る誓約書兼同意書及び役員一覧表

●提出方法

よろず申請(熊本県電子申請サービス)

●登録料

無料



ご質問等ございましたら、各担当者までお気軽にご相談下さい。【内山】